

千葉県国土利用計画地方審議会第6回国土利用計画調査検討部会議事録

1 会議の日時及び場所

日 時 令和7年7月30日（水曜日）午後2時00分から3時35分まで

場 所 Web 会議システム（Zoom）による開催

（事務局参集場所 ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花1）

2 出席者の氏名

（1）審議会委員

寺部慎太郎部会長（議長）、櫻井清一委員、志賀和人委員、杉田文委員、
山崎文雄委員、吉野毅委員（計6名）

（2）事務局職員

明珍政策企画課長、
政策企画課 根本土地利用政策班長、後藤副主査

3 会議に付した議題

（1）第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画案について

（2）第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画における
モニタリング制度及び指標の素案について

4 議事の概要

（1）第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画案について

議 長 事務局から説明をお願いします。

事 務 局 資料1－1「【概要版】第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画
（案）」、資料1－2「第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画（案）」
及び資料1－3「利用区分に応じた規模の目標」に基づき説明

議 長 御質問、御指摘などありましたら、発言をお願いします。
まず、私から、データセンターの記述はどこに入っていましたか。

事 務 局 資料1－2 20ページの③その他の宅地（業務・研究・商業施設等の
用地）のところです。

議 長 データセンターという言葉は出ていませんが、ここからどうやってデ
ータセンターを読み取るのですか。

事 務 局 業務系施設に物流施設やデータセンターが含まれています。工業用地
は、製造業の土地であり、製造業以外の産業用地については、その他の
宅地に含まれることになっています。

議 長 製造業だけが工業用地に入っていて、それ以外の物流、データセンターや商業施設等が③に含まれるということですね。わかりました。では、委員の皆様、御意見、御質問などありましたらお願いします

櫻井委員 今回、本文にも面積の数値目標を書いたのは良かったと思っています。私は農業部門担当ですが、3月の審議会で農地面積の数値目標が過去に比べて低い値で出ており、これに対して、今日御欠席の中村委員から、目標数値を下げた値を出すのはどうかという御意見をいただきました。それに対して、他の委員から、決して望ましいことではないけれども、農地の減少傾向は現実問題として非常に厳しくて、そう簡単に上向くような目標を立てることもできない、良くて現状維持ぐらいなので、これは致し方ないのではないかと意見が出まして、結局まとまらなかったのですが、会長から、確かに数値目標が下がってしまうことは印象としては良くないということでその場は落ち着いたと思います。今回の農地に関する目標は、現状の減少傾向から計られる低い目標よりは若干上がっています。他の計画のデータを参考にしたということで、現時点の水準よりは下がった値ですが、傾向値よりは少し高い値を示していて、またその根拠もあるということで、これが落としどころかと思っています。また、それを本文の方でも数値で書いていただいたのは良かったと思っています。

それと農業関係ですと、新しく荒廃農地という言葉が出てきています。ここ10年くらい、耕作放棄地という言葉がようやく人々に認知されてきた中で、また言葉が変わってしまっただけであれっと思ったかもしれませんが、これは農水省の方針でして、耕作放棄地という用語は実は少し定義が曖昧で、確か1年間作付けをせず、かつ今後も耕す見込みがない農地ということになっていまして、農業者の主観が入っていかようにも答えられてしまい、数値として把握しづらいそうです。そのため、農水省では客観的に耕されていないところは、荒廃農地としましょうと定義を変えていまして、これもやむを得ないと思っています。

議 長 事務局に質問です。資料1-3はグラフがついており、資料1-2は、目標値が数値だけになっていますが、最終的に合体されるのですか。

事務局 今の想定では、資料1-3はあくまでも参考資料として、審議会の説明用とし、資料1-2では目標の表と数値、考え方の文言だけと考えています。

議 長 資料１－３で面積減の緩和を見込むというような、減っているけれども、傾きは若干上げたというニュアンスは、資料１－２の 23 ページに載りますか。この文章から読み取れということですか。

事務局 基本的には 23 ページの文章でと考えています。

議 長 議論した中身が最終的に計画案の中に盛り込まれると良いと思ったのですが。23 ページの 4 行目に、「減少傾向にあるが、それを踏まえ、面積目標は何々とする」こうとしか書けないか。わかりました。

志賀委員 農地に引き続いて森林に関する規模の目標に関して、意見を言わせていただきます。森林に関しても減少するということで、数値や森林率自体については、致し方ないというか、この数値で妥当かと思うのですが、千葉県は 27.8% という森林率は 47 都道府県で、最低になってしまった。少し前までは大阪府が最低だったのですが、千葉県が最低になって、県として、森林の保全に関して、もう少し前向きな姿勢として、読み取れるような配慮をお願いできないかと考えました。国際的に見ると西欧諸国は、森林率 30% 程度の国も多く、その比率自体は、千葉県の地政学的な位置を考えればどうなのかという議論はあるかと思います。そういった条件にあるところで、都市近郊の森林や里山を含め保全、利活用していくような、県としての前向きな姿勢を打ち出した方が良いと思います。

議 長 千葉県は最低なんですか、森林率。

志賀委員 森林率は 47 都道府県で最低のはずです。

議 長 各県が中山間地域を持っている中で、我が県は森林がありそうなところが房総半島ぐらいしかないから。

志賀委員 最低だったというようなことを書く必要はないとは思いますが、そういった観点を出した方が良いと思いました。

吉野委員 １点目、本文については、それぞれの立場から色々な団体の方が意見を言っているので、取り入れるということによろしいかと思います。ただ、色々な文言を入れたときに、全体的な統一性を考慮しなくてはならないということもありますので、引き続き最終版に至るまで、事務局でしっかりと整合性等について見ていただきたいと思います。

２点目、規模の目標は、具体的にどうしたら良いかはなかなか難しいので、こういう形で減少傾向を見込んで、色々な積算根拠を示していた

だいたいで、それで、伸びるのは伸びるし、微減は微減という形になっているので、これはこれで良いかと思います。

私は経済分野で参加している立場もありますので、工業用地については、他の色々な計画の立案でも、工業用地を増やしていこうとか、工場の誘致、企業の誘致を進めていこうと言っている中で、工業用地がそのままとか減っているということになると非常にまずいと、整合性が取れないと思いますので、ぜひ増やして欲しいと要望したんですけど、今回、少し増加という形になっているので、こういう形の根拠があれば、私は良いのではないかと考えております。ですから、23 ページにある程度概括的に書いてあって、これで根拠になるかということ、なかなかないのですが、ただ、考え方として説明も加えてあるので、公表版としてはこれで良いと考えております。

山崎委員 23 ページについて、前のページの表 1 で、規模の目標が詳しく書かれており、面積、構成比、増減量などがあるのでわかることはわかるのですが、本文で、最終的に面積目標は何々とするという数字だけ見ても、ほとんどわかりませんよね。例えば、先ほどの千葉県の森林面積率の話が出ましたが、目標面積は 143,294ha とするというよりも、目標面積構成比を森林 28.1%から 27.8%にするという 2 つの数字を書いた方がわかりやすいような気がするのですが、そういうものでもないでしょうか。

事務局 例えば、現行の第 5 次計画では表だけが載っていて、次のページの考え方もない状態になっており、特に決まりはありませんので、表で書いていることをもう一度、本文で書くか書かないか、その判断になるかと思います。

議長 全部を書き出すと大変だけど、森林は目立つし、全国最低と言われると少しドキッとしますね。そこは書くか、少し考えましょう。

杉田委員 原野について、面積を変えないという目標で、増やしたくもないし減らしたくもない、その理由が、保全を推進していく、となっていて、ストーリーというか理由と、変えたくないというところが合わないようにも思うのですが、どういう理由でまっすぐな線になっていたのでしょうか。面積目標を変えない理由です。

事務局 原野は、農林業センサスで 5 年に 1 回調査している森林以外の草生地が、平成 27 年と令和 2 年を比べると増えており、その増加幅を基に推計したことによって増えています。増えている理由は、おそらく、荒廃農地、耕作放棄地が原野化してしまったことによる面積が計上されて、

原野が増えていると判断しています。今まで、荒廃農地で原野に含めていなかったものが、5年後の調査で集計の結果、原野に含まれてしまったことによって増えています。常にこのように増え続けていくようなものではなく、全国計画や、例えば埼玉県の計画を見ても、現状維持として据え置いています。令和2年の調査が最新なので、実際に調べてみたらどうなのかはわかりませんが、今推計値で出している令和5年の数値を、現状維持という形で置いています。

杉田委員 区分の仕方を変えて増えてしまったけれども、本来なら増えないということですね。

事務局 令和7年の調査でどうなっているかはわかりませんが、増やすものでも減らすものでもないと認識しています。

議長 原野は全体の1.5%で、集計の考え方も曖昧だから、統計上は余ったところが原野になってしまうような、その他みたいな位置付けだけど、性質としては植物の自生や野生動物の生息地になっているから、保全、あるいは保全ではないと言いづらいというところでこのような表現になっているという理解でしょうか。

志賀委員 前回の部会以降、全国の都道府県や市町村の森林担当の職員の全国会議に出る機会があり、森林由来のJ-クレジットの創出・活用に関して、かなり関心が高まっている印象を受けました。13ページや17ページにカーボンニュートラル実現に向けた記述がありますが、対策までは無理だとしても、森林由来のJ-クレジットの創出・活用に関して、特に自治体などで色々な取り組みが全国的に進んでいることと、それから改正GX推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）の制定により、制度対象事業者がCO₂の直接排出量を算定して、総量の排出枠の償却を行うことが、これによって義務づけられていくということで、所有者とクレジットの購入者だけでなく、購入者側で、有名な企業や地元の金融機関などもクレジットを購入して、活用、イベントに利用することによって、一般市民にも周知され、マスコミで報道されることが増えており、千葉県の場合、主伐がなかなか行われないうので、間伐等を繰り返して、そういった取組が県有林や大口の市町村有林では、取り組みやすいということと、成田空港をはじめ、そういった排出量をうまく世論にPRすることによって、協働・共創の舞台として、カーボンニュートラルの実現に向けた自治体の姿勢を具体的に示せる場として、そういった記述も入れられないか検討しても良いと感じました。

議長 もう少し新しいキーワードを追加するようなイメージですか。

志賀委員　そうですね。それを踏まえた具体的対策を千葉県としてこうするということまではまだ見えてこないと思いますが、そういった全国的な流れや動きがあるということぐらいは、例えば 13 ページのカーボンニュートラルのところには、再生可能エネルギーや太陽光のことが書かれています。自治体や企業が、協働・共創できるような仕組みとして、そういったものがあるという暗示を入れても良いのではないのかと思いました。

議長　事務局で釘を刺していただくようなものを考えていただいて。

私から委員の皆様に感触を伺いたいことがあります。資料 1－2 の 14 ページ、災害リスクを考慮した安全・安心な県土利用・管理というところで、「実情に応じ」という言葉が、市町村に照会して入れられました。私の考え方としては、災害リスクの高いところは今後あまり住んでほしくない、土地利用を適切に制限することが大事だと思っていてそのように書きました。しかし、実際問題、ハザードマップで色が濃いところにも、もう既に住んでいる。そういったところを、今からもう住まないでとは言えないということで、「地域の実情に応じ」というのが入りました。災害リスクの高いところに今住んでいて、今後の土地利用をどうしていくかというとき、委員の皆さんはどう思いますか。今住んでいるから、このままで仕方なく進んでいくのか、それとも、もう少し強めに、災害リスクの高いところから低いところへ、できるだけ移動してもらおうようにしていくのか。特に住宅のイメージですが、委員の皆さんはどうお考えですか。

山崎委員　災害リスクの高いところをなるべく利用制限するというのは、方向性としては正しいし、そうすべきだと思います。ただ、例えば、東京で住宅を建て替えるときに、前の道路が 4 メートル以上ないと、建て替えはできないというような、都市計画でよくありますよね。今いる人にいきなり出ていけとは言えませんが、新築や、例えば、代替わりのときには、なるべくそこは使ってはいけないという、それに近い指導はできないでしょうか。それが一番現実的な気がします。すぐに出るのはやはり難しいだろうし。それを、一定のうまい書き方はないでしょうか。

事務局　全国計画の記載を確認したところ、「地域の実情に応じ」とは入っておらず、「災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。」となっており、その続きの文章の中で、「土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域

へ都市機能や居住を誘導する」という書き方をしていました。なので、別の書き方で入れることもできると感じています。

議 長 15 ページの1～3行目は国の書き方と合致しているようなイメージですか。

事 務 局 はい。「災害ハザードエリアにおける」の前に、「地域の様々な要素を衡量して」というのが、全国計画では入っています。

議 長 「開発抑制を図るとともに、中長期的な」というところに、今すぐは無理だけれど、長い目でという意味が含まれていると、そういう理解でしょうか。

志賀委員 「地域の実情に応じ」を入れる場所についてですが、これだと土地利用を適切に制限することを、地域の実情に応じて行うように取れるため、土地利用の制限は行政的な責任において、厳格にやるべきだという意見も出ると思います。ですので、意見の趣旨は確かめた上で、例えば、その前の「ソフト対策を適正に組み合わせた防災・減災対策を地域の実情に応じ実施するとともに」にしてよければ、若干ニュアンスが変わってくる気がしますが、事務局としていかがでしょうか。

事 務 局 「地域の実情に応じ」というのは、必ずしもここに入れなくてはいけないわけではないと考えておりますので、持ち帰って、担当部局と検討させていただければと考えております。

吉野委員 志賀先生と同じですが、市町村がどういう意図で入れたのか確認する必要があります。そもそも、これは土地利用の基本方針なので、ここで地域の実情に応じてと書かなかったから、何も配慮しないということではないと理解しています。逆に、こう書かれていると困るという具体例があって市町村が書いているとすれば、そこはよく事情を聞く必要があると思っています。ただ、そうでもなければ、何か規制がかかった法律を書いているのではなく、こういう方針でやることが重要ということを宣言というか、話しているわけですから、ここはそういう理解で、土地利用の計画の中で、方針として作っている部分だということを重視した上で、市町村にももう一度説明してみることが重要です。確かに、議長がおっしゃったように、ここに、地域の実情に応じと書くことで、全部外されてしまうというのも、おかしい考え方だと思います。やはりそういう地域にはなるべく住まない方が、御本人のためにも良いと思います。ただ、そこに長く住んでいる方が、親の代から自分の代で家を建て替えるときに、どこか他のところへ行ってくれと言われたときに、容

易にそれを見つけられるか、色々な問題があると思いますので、もし市町村がそういうことを心配しているのであれば、別のところで何か手を打てると思いますので、ここは方針ということで、そこまででなければ入れないという考え方もあると思っています。いずれにせよ、色々な意見を聞いて反映させることは必要だと思いますので、事務局にもう一度検討してもらおう中で、市町村の具体的な意見をもう少し深掘りして聞いてみるのが重要だと思います。

議 長 そんな方針でやりましょう。地域の実情に応じというのは、読み取れるように作れると思います。

(2) 第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画におけるモニタリング制度及び指標の素案について

議 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2-1「第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画におけるモニタリング制度及び指標について」、資料2-2「モニタリング指標総括表(案)」に基づき説明

議 長 モニタリング指標は125個から71個に減らそうという提案です。国がやってないから、県もやめようという考えはやめましょうと。モニタリングは非常に大事なので、県はやり続けるというのは良いと思います。ただし、モニタリングは継続性が大事なので、一度指標を決めたらそれをずっと見ていくことは大事なのですが、ただ一方で、あまりに多くてやり疲れることも懸念されるので、今回125から71へ少しスリムにしましょうというのが、事務局からの提案です。委員の皆様、いかがでしょうか。

吉野委員 モニタリングの項目については、土地利用計画や面積に関係するものをピックアップしているということなので、具体的に重点項目として挙げているものですから、これはこれで良いかと思います。ただ、色々な計画で同じようなモニタリング、KPIをやることがあると思うので、なるべくそういったものと合わせて、他のものとも連動した形になると良いと思いますので、ぜひそういった面を御検討いただければと思います。

志賀委員 森林の指標に関する意見ですが、保安林指定面積や、里山活動協定認定件数、里山活動団体による森林整備面積が指標に挙がっていて、それ自体、意味がないわけではないとは思いますが、現代的な新しさがあるかどうかという点では再検討が必要かと感じています。例えば、保安林の指定面積は大阪が最低で千葉県が46番目ですが、保安林の面積が千

葉県で今後飛躍的に増えて、健全な生態系の確保と持続可能な県土利用・管理に大きく貢献するかというと、必ずしもそうでない気がします。

それから、里山活動団体も堂本知事の時代に、里山条例を作って、活動を開始しましたが、最近はそれほど新たな展開がないと感じています。それに対して県として、こういう展開を考えているのでこういう指標で良いということであれば、何ら異存はありませんが、前回入っていて、指標としても取りやすいので残っているということかもしれませんが、そういった意味で、本文の記述に即した、現代性や指標としての意味の検討をお願いできればという感想を持ちました。

議 長 事務局いかがですか。志賀先生、保安林は資料のどこに出ていましたか。

志賀委員 社会状況の変化がわかる指標一覧の2 健全な生態系の確保と持続可能な県土利用・管理として、農振農用地区域面積と、保安林指定面積となっています。農地の指標として農用地の面積があつて、森林は保安林ということであつて、このタイトルと保安林指定面積を指標にすることが、直結しない印象を持ちます。森林課や事務局で御検討いただければと思います。前回からの継続として、国の法律に基づく保安林制度として挙がっていると思いますが、魅力的なモニタリング指標としては、一工夫して欲しいという感じがします。

森 林 課 志賀委員から御指摘いただいた件、ごもっともでございます。先ほど最初に土地利用の関係で、本県の森林率が3割を切る全国最低というようなお話がありましたが、それはおっしゃる通りです。他の県であれば森林県であり、6割～7割が森林というところもありますが、我々は首都圏に位置しており、開発に関係する法律など色々適用しております。ご承知だと思いますが、開発の圧力もかなり多いところですので、我々としては、森林法に基づく林地開発制度に関する林地開発条例を制定し、開発部分については、森林を失ってもその機能を守るという防災施設の設置だとか、その辺の整備をきちんとしている県です。先ほどの指標の保安林指定面積というのは、まさにその林地開発と保安林制度という、森林法における2つの柱で森林を守ることになっており、特に保安林については、基本的には公共事業であっても、土地収用などがない限り、解除してはならない森林ということになっています。本県の事情として、開発の圧が高い県として森林を守っていく指標ということで、これが1丁目1番地として外せない目標となっています。

もう1つ御指摘いただいた里山の指標関係につきましては、保安林制度といった大きなものではなく、令和6年から皆様の徴収されている森林環境税という制度があり、1人当たり千円ずつ徴収されていると思い

ますが、それを森林環境譲与税として、国が集めたものを各市町村、あるいは県に譲与している制度がありまして、これが最近のトピックスです。おっしゃるとおり、里山については、堂本県政のときに全国植樹祭を平成 15 年に開催し、そのときに制定した条例で古い制度ですが、今回、各市町村の森林環境譲与税を使って、里山団体やボランティア団体、NPO 団体が実施する森林整備に寄与していく取組も進めていまして、その観点から、そのまま指標に置かせていただいた次第です。里山団体も結構都市部の方が多くて、市街化調整区域等で森林を守っていく、整備していくという観点もあることから、まさに千葉県の姿ということで指標に残した次第です。

杉田委員 6 ページの様式のところで総括表に、2026、2033 とありますが、この 26 が毎年変わっていったって、データの方は、2 回作るだけという意味ですか。総括表を毎年作るときには横軸、年度はどのようになるのでしょうか。

事務局 幅の都合で省略していますが、26、27、28、29 という形で、毎年、横に広げて管理していくイメージを持っています。毎年、総括表で、年の部分だけを増やして調べていき、中間年度と最終年度に、このデータシートを作成して、すべての指標ではありませんが、詳細に分析していくことを考えています。

杉田委員 増減率というのは、途中経過も示すようなものになるのでしょうか。ただ 2 点間の増減だけではなくて、途中経過、例えばギザギザしたとか、2 点間だけですと、たまたま増えていたり、たまたま減っていることもあると思うので、そういった表現も行う予定なのかお伺いしたいです。

事務局 事務局案としては、その時点の最新の増減率のみを表示するイメージを持っておりました。

杉田委員 途中経過もギザギザしているようであれば、考慮した方が良いかと思いました。

あともう 1 点、私が関係する指標で、資料 2－2 の、2.1.2、健全な水循環の維持・回復というのが、前と同じだと思いますが、ここが水質だけの指標になっています。水循環は水の量なので、水質ももちろん重要ですが、例えば雨水浸透枳の設置件数など、水の量に関する指標も、可能であれば加えていただけるとありがたいと思いました。感想です。

議長 資料 2－1 では杉田先生がおっしゃった指標はどこに載っていますか。13 ページの「BOD・COD」、これが質に関する指標になっているので、

量はないのですかという話ですね。浸透枿、分量を土地利用に絡めるとどうかなという感じですよ。土地利用の施策とどう絡めるかは少し難しそうです。BOD・COD も土地利用と絡むのか、少し考えましょう。

櫻井委員 毎年データを取るということで、それ自体はすごいと思いましたが、用いられる指標の多くは、国がとっている統計だと思います。各統計は公表月がバラバラで、予定していた月より遅れて発表されることもあると思うので、想定されることとして、新しいデータを更新しようとしても前の年のデータしかないということが起こり得るのではないかと思います。その時は仕方がないのでその時点の最新のデータ、去年のものしかない場合は去年のデータをそのまま載せるということで運用すると考えてよろしいでしょうか。

事務局 基本的にはそうせざるを得ないと思っています。毎年やっていきますので、その翌年に、去年出ていなかった最新の数字が出ていればその分も、場合によってはフォローできるかもしれません。その時に持っている最新のデータで、進めていく形になると思います。

櫻井委員 了解しました。それで大丈夫だと思います。

議長 さっき杉田委員がおっしゃった増減率の話ですが、資料2-1のモニタリング調査様式について、右側のモニタリング指標データシートに棒グラフがあり、そこに毎年の値が表示されるので、増減率でおかしいと思っても、これを見れば前後がわかるので良いかとは思いました。

志賀委員 先ほど森林課の御回答ありがとうございました。行政と研究者の立場は違うかもしれませんが、モニタリングを何のために行うかと考えると、色々な行政的な経営リスクがあって、それをモニタリングして対策を打つためだと思います。そうすると、指標の取りやすさということもあるかとは思いますが、例えば保安林指定面積は千葉県では18,674haと林野庁の統計に出ています。そうすると、先ほどの森林面積との比でいうと、13%になります。保安林面積はそれほど増えないと思いますが、それをモニタリングして、健全な生態系の確保と持続可能な県土利用・管理の指標として適切なのかというのは、研究者の立場からすると指摘せざるを得ない。それを行政的にどう考えていくかというのは、色々な立場があって良いと思うのでお任せしますけれども、意見を言わせていただきたいと思います。

議 長 この保安林指定面積は、ずっと横ばいで変わってないということを、モニターするということではないですか。それでは駄目ですか、志賀先生。

志賀委員 いえ、良いと思いますが 13%の変わってないということをモニタリングすることが、この健全な生態系の確保と持続可能な県土利用・管理のモニタリングとして意味があると、県が考えるならそれはそれで良いと思いますが、それが県民なり、皆さんにどのぐらい響くのか危惧するという意見です。特に回答不要です。

議 長 ありがとうございます。宿題です。

資料 2-1 の書き方についてですが、例えば、最後の「県民の森利用者数」は削除しますと、それは、「土地利用政策へ与える影響が少ないと考えられるため」とあり、赤字で「利用者数の増減に伴う、土地利用面積の変動はない」と書かれています。そうではありますが、因果が逆ではないかと思ってしまいました。つまり、土地利用の面積が変動することによって県民の森利用者数が変わるかもしれないということをモニタリングすべきではないか。つまり、県民の森利用者数が減ってきたとすると、ちょっと待てよと、土地利用の政策は大丈夫ですか、みたいな。モニタリングは、政策の結果を色々な指標でモニタリングしているので、政策そのものに与える影響というよりは、政策が変わっていったのが、色々な指標に表出する、表現されると考えると、因果が逆で、「土地利用の面積の変化によって、利用者数の増減はないと考えられるため」と書かないといけないのではないか、でもそれは正しいか、と思ってしまいました。モニタリングはそもそも、何のために行うのか。県の土地利用基本計画を変えていく、考えるための指標なのか。因果、矢印の向きはどちらに向いているのか、循環しているのか。例えば、土地利用で、農地がどんどん減ってきて、県内の農産品の出荷が減ってきたとしたら、それは農地を減らしすぎではないかとか、また、出水や洪水が増えてきたとすると、森林は保水能力を持っているか、森林の土地利用は大丈夫かと、そのように使うとすると、モニタリングを見ながら、土地利用がこれで良かったのかを確認するのではないかと思ったのですが、どうでしょうか。矢印は両方向か。そうすると、こういう書き方にして、削除しますという方が資料的には良いのですかね。

事務局 書き方は、前後がわかるようにするのではなく、「因果関係がない」というように前後がわからない書き方にすることも考えられます。モニタリングの趣旨は、2 ページに、モニタリング調査を始めたときの考え方を記載しており、県土の利用状況や開発動向、自然環境、農地、森林、宅地等への影響に関する各種事業のデータを、調査把握することで、施

策の改善・見直しを行いながら、計画の適切な推進を図る、基礎情報として活用して次期計画に反映していくということになっていますので、これを読んだだけでは因果関係は整理されていないかもしれませんが、この趣旨がぶれないようにと考えています。

議 長 両方向があり得るのでしょうか。計画が決まってそれが進んでいるのをモニタリングして、その土地利用の計画が予定通りか、計画の方向性に沿って動いているかを、色々なモニタリング指標で見えていくと考えれば、土地利用が変わったからといって県民の森の利用者数が変わらないという話は通じるか。減らしてシンプルにするという、その大前提には大賛成です。思ったので言ってしまいました。また考えましょう。

議 長 他は皆さんいかがですか。では、議事次第（２）も以上にしたいと思います。それでは、事務局からの連絡をお願いします。

事務局 今後の予定について御案内いたします。本日、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、計画案とモニタリングの案を修正いたしまして、計画案については、パブリックコメントを９月に実施する予定です。その後、１０月中旬頃に、第７回調査検討部会を開催し、完成した計画案を１２月に開催する審議会に諮る予定です。

議 長 この後、パブコメに入ることです。それでは、以上で終わりたいと思いますので、進行を事務局にお返しします。

事務局 それでは、以上をもちまして、千葉県国土利用計画地方審議会第６回国土利用計画調査検討部会を閉会いたします。長時間にわたり御議論いただきありがとうございました。

以上